

事例 24 希少な野生生物保護のための取組

(九州森林管理局 鹿児島森林管理署)



- ・ 鹿児島県 大島（おおしま）郡 天城町（あまぎちょう）
三京岳（みきょうだけ）国有林
- ・ 左：エコツアーガイド連絡協議会が行うガイド付きツアーの様子
（写真提供：NPO法人徳之島虹の会）
- ・ 右：希少野生生物保護のために設置した林道ゲート

鹿児島県徳之島中部にある国有林野は、希少な野生生物が生育・生息していることから、九州森林管理局では「奄美群島森林生態系保護地域」を設定し、原生的な森林生態系の保護・管理に努めています。この場所は、世界自然遺産の推薦地であり、近年、更に希少野生生物の保護への期待・関心が高まっています。このことから、鹿児島森林管理署では、国有林林道の通行制限を強化しました。

令和元年度には、同署と地元の天城町及び徳之島エコツアーガイド連絡協議会との間で「^{はげだけ}剥岳林道及び^{みきょう}三京林道の利用に関する協定」を締結し、林道の適正利用を通じた野生生物の保護に取り組みました。この協定を基に、各林道にゲートを設置して林道の通行を教育・研究目的等の場合や同協議会が行うガイド付きのツアーで入林する場合に限定することにより、希少植物の盗採掘や希少動物のロードキル（通行車両との衝突により野生動物が死亡する事故）を防止することが期待されます。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界遺産登録を見据え、今後も、地域と連携して希少な野生生物の保護に取り組むとともに、自然を楽しむツアーガイドや学習・研究の場として国有林野を活用していくこととしています。